

(仮称)日野市商業振興条例 素案

逐条解説

日野市産業スポーツ部産業振興課

(前文)

市民生活の基盤を支える地域商業は、地域コミュニティの中心的役割を担い、豊かな市民生活に寄与し、かつ、地域の活性化に向けて積極的な活動を行ってきた。

しかしながら、駅周辺では新たな住民の増加もある一方で、丘陵地を中心とした高齢化の流れは抑止できない状況であり、また、無店舗販売の隆盛や市民の購買行動の変化など日野市の商業環境は変容している。

さらに、事業者の高齢化や後継者問題、それに伴い、商店会組織の将来的な発展、存続が厳しい環境となるなど課題が生じている。

このような状況を受け、市をはじめ、商業関連事業者、商店会、商業関係団体等、地域活動団体、市内事業者等（商業関連事業者以外）及び市民（以下「関係者」という。）が諸力を融合し、商業の持続的発展及び新たな日野市ならではの商業振興における課題解決に向けた施策の展開が求められている。

ここに、各主体の責務を定め、商業振興に向けた施策を一体となって推し進めていくことで、次世代の商業を担う意欲を持った事業者及び創業者等が活躍できる環境を作り、それを支える市民及び地域団体等との協力の下、商業の活性化及び市勢の発展を目指すため、この条例を制定する。

《考え方》

商業振興条例を策定する経緯及び中心となる考え方を明記するため、「前文」を設けました。

ここでは、これまで日野市の地域商業が、地域コミュニティの中心的役割を担い、地域の活性化に向けて積極的な活動を行ってきたこと、社会情勢の変化、無店舗販売の隆盛や市民の購買行動の変化など商業環境の変化が生じており、事業者の高齢化、後継者問題など商店会組織の将来的な発展、存続が厳しい環境となるなどの課題が出ていることを明記しています。

また、それに伴い商業振興に向けた施策の展開を諸力融合で実施する必要があること、そして、商業振興に向けた施策展開のために各主体の責務を定め、条例を策定することを表現しています。

なお、商業振興を進めていく上で、将来的な視点を含め、次世代の商業の担い手、創業者が活躍できる環境作りが重要であることを明記しています。

(目的)

第1条 この条例は、日野市における商業振興の基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、各主体の強みを融合し、将来にわたり日野市の商業の成長及び発展を図り、もって商業活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

《考え方》

本条は、商業振興の基本理念や市を始め関係者の責務など基本的な事項を示し、各主体がそれぞれの強みを活かし、融合しながら日野市の商業の成長及び発展を図ることで、商業活性化及び市民生活の向上を図ることを条例の目的として規定したものです。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業関連事業者 市内において商業、サービス業その他これに類する事業を営み、または営もうとする個人又は法人をいい、大型店舗、直営方式によりチェーン展開している事業者等を含む。
- (2) 商店会 市内に存する商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定により設立された商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により設立された事業協同組合及び法人格を有しない任意の団体をいう。
- (3) 商業関係団体等 日野市商工会、日野市商店会連合会、日野市観光協会、東京南農業協同組合、金融機関及びその他市内商業の支援及び振興に寄与する事業を行う団体をいう。
- (4) 大型店舗 商業関連事業者のうち大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (5) 地域活動団体 日野青年会議所、自治会、NPO法人、消防団など地域の活動を行う団体をいう。
- (6) 市内事業者等 市内において事業活動を行っている事業者及び農業者等で商業関連事業者以外の者をいう。

《考え方》

本条は、解釈上の疑義が生じないよう、条例の中で用いる用語の定義を規定したものです。

ここでは、「商業関連事業者」、「商店会」、「商業関係団体等」、「大型店舗」、「地域活動団体」、「市内事業者等」について定義を規定しています。

第1号では「商業関連事業者」の定義を述べています。ここでの対象者は、建設・工業以外は基本的には全て対象とし、大型店舗、直営方式によりチェーン展開している事業者等を含めています。

第2号では「商店会」の定義を述べています。日野市の商店会では、現在、商店街振興組合、事業協同組合で組織している団体は無く、法人格を有しない任意団体の商店会のみとなっていますが、将来的に設立した際も、適用できるように定義として入れています。

第3号では「商業関係団体等」の定義を述べています。「商業関係団体等」は、日野市商工会、日野市商店会連合会、日野市観光協会、東京南農業協同組合、金融機関及びその他市内商業の支援及び振興に寄与する事業を行う団体を指しています。

第4号では「大型店舗」の定義を述べています。

【参考】 抜粋

大規模小売店舗立地法

(定義)

第2条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

(基準面積)

大規模小売店舗立地法施行令

第2条 法第3条第1項の政令で定める面積は、1,000平方メートルとする。

第5号では「地域活動団体」の定義を述べています。ここでは、日野青年会議所、自治会、NPO法人、消防団など地域を舞台として活動を実施している団体を指し、これからの商業環境構築の中で、地域活動団体との連携の必要性を感じ、定義を述べています。

第6号では「市内事業者等」の定義を述べています。

(基本理念)

第3条 商業の振興は、地域産業の活性化並びに豊かな市民生活の維持及び向上において欠かすことのできない施策であり、市内商業の持続的な発展に向け、次世代の商業を担う意欲を持った事業者及び創業者等が主体的に活躍できることを目的に行わなければならない。

2 関係者は、商業の振興を実現するため、相互交流を通じた連携体制を強化し、多様な地域課題や社会課題の変化に柔軟に対応しながら、地域活性化や市民生活の向上に資する商業環境の構築とその実践に努めなければならない。

《考え方》

本条は、商業振興における前提となる理念について規定したものです。

第1項は、地域産業の活性化と豊かな市民生活の維持及び向上の為には、商業振興は欠かせない施策であるということ、市内商業を持続的に発展させるためには、次世代の商業を担う意欲を持った事業者及び創業者が主体的に活躍できることを目的に進められるべきであることを規定しています。

第2項は、商業振興の実現の為には、関係者が連携体制を強化すること、多様化する地域課題や社会課題の変化に柔軟に対応しながら、地域活性化や市民生活の向上に資する商業環境の構築をすること、また具体的な行動に努めることを示しています。

(市の責務)

第4条 市は、商業振興施策の推進に向け先導的役割を果たすとともに、商業関係事業者、商店会、商業関係団体等、市内事業者等、国及び東京都と連携して、市民及び地域活動団体との協力の下、将来を見据えた商業活性化に必要な施策の実施に努めるものとする。

2 市は、必要に応じて関係者との調整に努めるとともに、商業振興に係る事業推進のために、次に掲げる事項の推進に努める。

- (1) 意欲ある商業関連事業者に対する『魅力ある個店創り』支援
- (2) 創業者の育成及び支援
- (3) 空き店舗活用の促進
- (4) 人材の育成及び確保の支援
- (5) 市内消費行動の啓発
- (6) 商業振興に資する地域課題や社会課題の変化に応じた支援
- (7) 前各号の実施に向けた国及び東京都その他地方公共団体との連携

《考え方》

本条は、商業振興に向けた市の責務を規定したものです。

第1項では、商業振興施策の推進に向けて、市が先導的役割を果たすこと、また、商業関連事業者の事業の継続、承継や商店会の組織の強化など、関係者との連携を図りながら、将来を見据えた商業活性化に必要な施策を実施することを規定しています。

第2項では、商業振興に向けて、市が諸力を融合し、関係者と一体となって事業の推進を進めること、また、次世代の事業者や創業者が活躍できる環境作りを構築するため、市が先導的に実施する新たな商業支援策について各号により明記したものです。

また、各号において具体的な施策を明記することで、市としてこれからの事業展開を、具体的及び積極的に取組む姿勢をお示ししています。

なお、各号において想定される具体的な施策は下記の通りです。

- (1) 意欲ある商業関連事業者に対する『魅力ある個店創り』支援
⇒意欲のある商業関連事業者が、現状からさらにステップアップできるような支援(専門家派遣、補助金支援)などの取組みの推進
- (2) 創業者の育成及び支援
⇒市内で創業したくなるような支援体制、情報発信体制構築の検討
- (3) 空き店舗活用の促進
⇒空き店舗の情報発信体制の構築 等

- (4) 人材の育成及び確保の支援
 - ⇒事業承継や労働力不足に対する支援体制 等

- (5) 市内消費行動の啓発
 - ⇒魅力ある個店や市内消費に影響するイベント等の情報発信 等

- (6) 商業振興に資する地域課題や社会課題の変化に応じた支援
 - ⇒地域課題や社会課題に対する支援の検討
 - 例えば、日野における丘陵地の買い物弱者対策、大型店との共存、共栄、交通空白地域問題など
 - また、時代と共に変化するこれらの課題や、社会課題に対する柔軟な支援体制の構築

- (7) 前各号の実施に向けた国及び東京都その他地方公共団体との連携
 - ⇒国や東京都との情報共有及び支援制度の活用 等

(商業関連事業者の責務)

第5条 商業関連事業者は、地域商業の担い手としての認識を強く持ち、自らの創意工夫及び自助努力により、経営の発展及び消費者ニーズへの対応に努めるものとする。

2 商業関連事業者は、相互に連携、協力し、商業の振興に努めるものとする。

3 商業関連事業者は、自らが市民の一員であるという認識を強く持ち、地域商業の発展に係る事業に積極的に参画し、又は協力するよう努めるものとする。

4 商業関連事業者は、地域商業の活性化を図るため、その中心的な役割を担う商店会への加入に努めるものとする。

5 大型店舗その他これに準ずる店舗（以下「大型店舗等」という。）を設置する者、大型店舗等の運営管理を行う者及び大型店舗等において小売業を営む者は、その事業活動による地域経済への影響の大きさに鑑み、第1項から第4項までに掲げる事項の積極的な実施に努めるものとする。

6 直営方式によりチェーン展開している事業者並びに中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業を行う者及び加盟者は、その市内に存する事業所が地域において果たすべき役割を自覚し、第1項から第4項までに掲げる事項の積極的な実施に努めるものとする。

《考え方》

本条は、商業振興に向けた商業関連事業者の責務を規定したものです。

第1項は、商業関連事業者は、自らが地域の商業振興を支えていることの認識を持つこと、創意工夫や自助努力により、経営の発展及び消費者が必要とするニーズへの対応を行うことを規定したものです。

第2項は、商業関連事業者が、団体、組織という形態に捉われず、積極的に商業関連事業者間の連携を図り、商業振興に努めることを規定したものです。

第3項は、商業関連事業者は、自らも市民の一員であるという認識を持ち個人、法人、団体等が実施する様々な地域商業の発展に係る事業に積極的に参画、協力することを規定したものです。

第4項は、商業関連事業者は、地域商業の活性化の為に、その中心的な役割を担う商店会への加入を努力義務として規定したものです。

第5項は、大型店舗その他これに準ずる店舗を設置する者、大型店舗等の運営管理を行う者及び大型店舗等において小売業を営む者は、事業活動による地域経済への影響が大きい為、第1項から第4項までに掲げる事項の積極的な実施に努めることを規定したものです。

第6項は、直営方式によりチェーン展開している事業者並びに中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第11条第1項に規定する特定連鎖化事業を行う者及び加盟者は、その市内に存する事業所が地域において果たすべき役割を自覚し、第1項から第4項までに掲げる事項の積極的な実施に努めることを規定したものです。

【参考】 抜粋

中小小売商業振興法

第十一条 連鎖化事業であつて、当該連鎖化事業に係る約款に、加盟者に特定の商標、商号その他の表示を使用させる旨及び加盟者から加盟に際し加盟金、保証金その他の金銭を徴収する旨の定めがあるもの(以下「特定連鎖化事業」という。)を行う者は、当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者と契約を締結しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その者に対し、次の事項を記載した書面を交付し、その記載事項について説明をしなければならない。

- 一 加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項
- 二 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項
- 三 経営の指導に関する事項
- 四 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項
- 五 契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(商店会の責務)

第6条 商店会は市民生活の利便性を向上させ、地域に密着したサービス等を提供するとともに、地域の安全、安心に貢献する環境を創出し、にぎわいと魅力のある地域商業の形成、発展に努めるものとする。

2 商店会は、地域商業の担い手として、商業関係団体等、地域活動団体、市民及び市と連携して、多様化する商業振興に資する地域商業の課題や社会課題に対し、主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 商店会は前2項に関する取組を推進するため、活動内容を開示するとともに、開かれた組織運営により、事業者の加入を促進し、会員相互の連携及びその組織の強化に努めるものとする。

<考え方>

本条は、商店会の責務を規定したものです。

第1項は、商店会の役割として、「市民生活の利便性向上」、「地域密着のサービスを提供すること」、「地域の安全、安心に貢献する環境の創出」、「賑わいと魅力のある地域商業の形成、発展」を実現することを規定したものです。

第2項は、商店会が地域商業の担い手として、商業関係団体等、地域活動団体、市民及び市と連携して、現在だけでなく、将来的に多様化する商業振興に資する地域課題や社会課題に対し、主体的に取り組むことを規定したものです。

第3項は、商店会が前2項に関する取組を推進する為には、まず自らの商店会活動の内容を開示し、会員、市民に対して開かれた組織運営を心がけ、事業者の加入促進、会員相互の連携や組織の強化に努めることを規定したものです。これは、商業関連事業者に商店会加入を努力義務として課している為、商店会としても、誰に対しても広く活動内容が分かるような、開かれた組織運営に取り組むことを規定したものです。

(商業関係団体等の責務)

第7条 商業関係団体等は、それぞれの有する強み及びネットワークを積極的に活用し、商業関連事業者及び商店会の事業推進の支援、情報の提供、相談、指導等を行うよう努めるものとする。

2 商業関係団体等は、ネットワーク構築支援など、自ら市内商業の振興に資する事業に取り組むとともに、市との協力の下、商業関連事業者及び商店会との連携を図り、時代の変化に応じた課題への対応及び市内商業の発展に努めるものとする。

《考え方》

本条は、商業関係団体等(日野市商工会、日野市商店会連合会、日野市観光協会、東京南農業協同組合、金融機関など)の責務を規定しています。

第1項では、商業関係団体等が持つ強みや様々なネットワークを活用しながら、商業関連事業者及び商店会の事業推進の支援、情報の提供、相談、指導等を通じて、支援していくことを規定したものです。

第2項では、例として、商業関連事業者間のネットワーク構築や他には、市内農産物を市内飲食店、小売店に卸し、顧客に提供してもらう地産地消推進など、商業関係団体等が自ら市内商業の振興に資する事業に取り組むこと、また、市や商業関連事業者、商店会と連携を図り、時代によって変化する様々な課題への対応や市内商業の発展に向けた取り組みを行うことを規定しています。

(市内事業者の役割)

第8条 市内事業者は、自らの事業活動を通じて、地域商業との連携、協働など、商業振興に資する諸活動に協力するよう努めるものとする。

《考え方》

本条は、市内事業者(市内において事業活動を行っている事業者及び農業者等で商業関連事業者以外の者)の役割を規定しています。

ここでは、市内事業者が、地域商業を意識し、自らの事業活動を通じて、地域商業と連携、協働を図ることを規定しています。例として、「新たな価値の創出」、「6次産業化」、「イベントへの参加」など、広く商業振興に資する諸活動への協力を努めることを定めています。

(地域活動団体の役割)

第9条 地域活動団体は、それぞれの活動を通じて、地域商業の発展にかかる事業との連携、協働を推進するよう努めるものとする。

《考え方》

本条は、地域活動団体(日野青年会議所、自治会、NPO法人、消防団など)の役割を規定したものです。

地域活動団体は、それぞれの活動において、地域商業の発展に関わる事業との連携、協働を推進することを期待しています。

それぞれの活動の中で、可能な限り連携、協働することにより、風通しの良い顔の見える関係が生まれ、その結果、地域の活性化、共に発展していくことを期待しています。

(市民の役割)

第10条 市民は、地域商業の活性化と暮らしやすいまちづくりが密接に繋がることの理解を深め、市内での積極的な消費行動など、商業振興に資する諸活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

《考え方》

本条は、市民の役割を規定したものです。

市民の役割として、自分の生活する地域商業の活性化と暮らしやすいまちづくりが密接に繋がることについて理解を深め、お買い物など消費行動をする際は、積極的に市内のお店を利用すること、地域のイベントへの参加など、商業振興に資する諸活動に協力することを規定したものです。

(推進体制)

第11条 市は、本条例で定めた目的を推進する為、日野市商業振興条例推進協議会（以下、協議会）という。）を設置する。

- 2 協議会は、本条例で定めた各主体の責務を推進、検証する。
- 3 協議会の組織、運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

《考え方》

本条は、条例制定後の推進体制について規定するものです。

第1項は、本条例で定めた目的を推進していく為に、条例制定後新たに日野市商業振興条例推進協議会を設置することを規定したものです。

第2項は、協議会で協議する内容は、本条例で定めた各主体の責務を推進、検証することを規定したものです。

第3項は、協議会の構成員、実施回数、任期など、詳細については、別途定めることを規定したものです。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

《考え方》

本条は、本条例に規定されている事項のほかに、本条例の施行について必要な事項がある場合には、別途定めることを規定したものです。